

第2章 福島復興の進捗

はじめに

日本のエネルギー政策全体の転換点となった東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所の事故の発生から7年が経過しました。

2017年春までに、大熊町・双葉町を除き、すべての居住制限区域、避難指示解除準備区域における避難指示解除がなされるなど、福島復興・再生は一步一步着実な進展を見せています。2017年5月には改正福島復興再生特別措置法が成立し、帰還困難区域における特定復興再生拠点の整備、福島相双復興官民合同チーム（官民合同チーム）の体制強化や、福島・国際研究産業都市構想（福島イノベーション・コースト構想）の推進、風評被害の払拭など、原子力災害からの福島復興・再生を一層加速していくための制度整備がなされました。

一方で、いまだに続く風評被害をはじめとして、新たな課題も顕在化してきており、引き続き、被災地の実態を十分に踏まえ、地元との対話を重視しつつ、施策の具体化を進め、復興に向けた道筋をこれまで以上に明確にしていきます。

本章でははじめに、①東京電力福島第一原子力発電所の廃炉・汚染水対策に関する取組等として、予防的かつ重層的な汚染水対策の取組の状況や、調査ロボットの投入など徐々に進展しつつある炉内調査をはじめとする廃炉に向けた取組等について記載します。

次に、②原子力被災者への支援について、避難指示解除の状況や、帰還困難区域の再生に向けた取組、除染の実施状況、福島イノベーション・コースト構想の推進に向けた施策、被災事業者の事業・なりわい再建支援の取組等についてまとめます。

加えて、③福島イノベーション・コースト構想の取組を加速し、その成果も活用しながら、福島を再生可能エネルギーや未来の水素社会を切り拓く「先駆けの地」として、新たなエネルギー社会を先取りするモデルの創出拠点とする「福島新エネ社会構想」を紹介します。

また、④原子力損害賠償について、この7年間の実績・進展等を確認します。

そして、本章の最後では、東電改革を踏まえ、2017年に改正された⑤原子力損害賠償・廃炉等支援機構法や東京電力と原子力損害賠償・廃炉等支援機構の策定した新々・総合特別事業計画を概観します。

第1節

東日本大震災・東京電力 福島第一原子力発電所事故への取組

1. 廃止措置等に向けた中長期ロードマップ

廃炉・汚染水対策については、関係省庁等において定めた「東京電力ホールディングス（株）福島第一原子力発電所廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」（以下、「中長期ロードマップ」という。）に基づき、取組を進めています。中長期ロードマップについては、2017年9月に、燃料デブリ取り出し方針の決定を含む形で改訂を行ったところです。引き続き、国も前面に立って、現場状況や研究開発成果等を踏まえ、中長期ロードマップに継続的な検証を加えつつ、必要な対応を安全かつ着実に進めていきます。

【第121-1-1】中長期ロードマップ改訂のポイント

1. 改訂に当たっての基本的姿勢

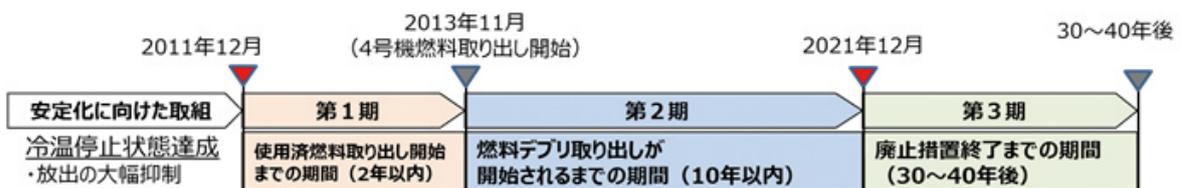
- (1) **安全確保の最優先・リスク低減重視の姿勢を堅持**
- (2) 廃炉作業の進展に伴い現場状況がより明らかになってきたことを踏まえ、**廃炉作業全体の最適化**
- (3) 地域・社会との**コミュニケーションを重視・一層の強化**

2. 今回改訂のポイント

- | | | |
|--|---|--|
| <p>(1) 燃料デブリ取り出し
機構が複数の取り出し工法を比較・検討し、8月末に政府への技術提言を策定・公表</p> | ➡ | <p>提言を踏まえ、「燃料デブリ取り出し方針」を決定
- 格納容器を完全に水で満たさず(気中)、横から取り出す工法に軸足、格納容器底部を先行
- ステップ・バイ・ステップ(小規模から段階的に)</p> |
| <p>(2) プール内燃料取り出し
作業の進展により、安全確保の観点から、新たに必要な作業が明確化</p> | ➡ | <p>判明した現場状況への対応、安全確保対策の徹底・追加により慎重に作業。廃炉作業全体を最適化し、建屋周辺環境を並行して改善。</p> |
| <p>(3) 汚染水対策
サブドレン、海側遮水壁、凍土壁等の予防・重層対策が進展。建屋流入量は大幅低減。</p> | ➡ | <p>予防・重層対策を適切に維持・管理し、確実に運用。凍土壁・サブドレンの一体的運用により、汚染水発生量を削減。液体廃棄物の取扱いは、現行方針を堅持。</p> |
| <p>(4) 廃棄物対策
機構が「基本的考え方」に関する政府への技術提言を8月末に策定・公表</p> | ➡ | <p>提言を踏まえ、「基本的考え方」を取りまとめ
- 安全確保(閉じ込め・隔離)の徹底
- 性状把握と並行し、先行的処理方法を選定</p> |
| <p>(5) コミュニケーション
帰還・復興の進展により、より丁寧な情報発信・コミュニケーションが必要に</p> | ➡ | <p>コミュニケーションの一層の強化。丁寧な情報発信に加え、双方向のコミュニケーションの充実。</p> |

出典：経済産業省

【第121-1-2】中長期ロードマップ(2017年9月26日改訂)の概要



出典：経済産業省

2. 汚染水対策等

原子炉建屋内では、原子炉に水をかけて冷却を続けることで、低温での安定状態を維持していますが、この水が建屋に流入した地下水と混ざり合うことで、日々新たな汚染水が発生しています。このため、2013年9月には、原子力災害対策本部において「汚染水問題に関する基本方針」が決定され、①汚染源に水を「近づけない」、②汚染水を「漏らさない」、③汚染源を「取り除く」という3つの基本方針に沿って、予防的・重層的に対策を進めているところです。

汚染源に水を「近づけない」対策は、汚染水発生量の低減を目的としており、建屋への地下水流入を抑制するための多様な対策を組み合わせ進めています。具体的には建屋山側でくみ上げた地下水を海洋に排出する地下水バイパスを2014年5月から運用し

ていることに加え、建屋のより近傍で地下水をくみ上げ、浄化して海洋に排出するサブドレン及び地下水ドレンの運用を2015年9月から開始しました。サブドレンについては、地下水くみ上げ能力の強化にも取り組んでいます。また、2016年3月には凍土方式の陸側遮水壁の凍結を開始し、同年10月には海側の凍結が完了しました。山側についても2017年8月に未凍結であった最後の1か所の凍結を開始し、2018年3月時点で深部の一部を除き完成しており、十分に遮水効果を発揮しています。さらに、雨水の土壌浸透を防ぐ広域的な敷地舗装(フェーシング)についても、施工予定箇所の9割以上のエリアで工事を完了しています。これらの対策により、汚染水発生量は、対策実施前(2014年5月)の540m³/日程度から、2017年度平均で220m³/日程度、雨の少ない時期では140m³/日程度(2017年11月～2018年2月平均)まで低減しました。

【第121-2-1】汚染水対策の3つの基本方針と対応状況

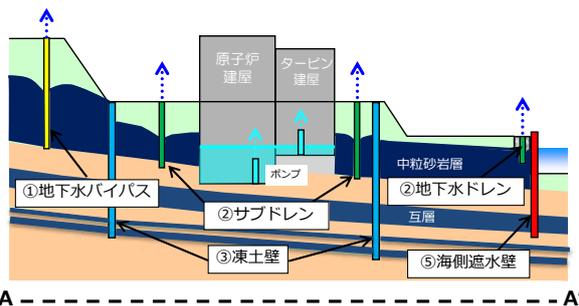
<汚染水対策の3つの基本方針>

(1)汚染源に水を「近づけない」
 新たな汚染水の発生を抑制するため、原子炉建屋内への地下水流入を抑制。周辺地下水のくみ上げ、建屋周辺への遮水壁の造成等を実施(図①②③④等)。

(2)汚染水を「漏らさない」
 汚染水が海洋に漏れいしないよう、護岸への遮水壁の設置や、溶接型タンクの切り替え等を実施(図⑤⑥⑦等)。

(3)汚染源を「取り除く」
 タンク内の汚染水の浄化や、地下トンネル(トレンチ)内の汚染水の除去を実施(図⑧⑨等)。

<福島第一原子力発電所の断面(A-A')図>



出典：経済産業省

【第121-2-2】凍土壁の進捗



出典：経済産業省

汚染水を「漏らさない」対策は、海洋へ放射性物質が流出するリスクの低減を目的としています。2015年10月には、建屋の海側に、深さ約30m、全長約780mの鋼管製の杭の壁(海側遮水壁)を設置する工事が完了したことで、放射性物質の海洋への流出量が大幅に低減し、港湾内の水質の改善傾向が確認されています。さらに、信頼性の高い溶接型の貯

水タンクの設置や、鋼板をボルトで接合するフランジ型タンクから溶接タンクへのリプレースを進めているとともに、万一の漏れいにも備え、タンク周囲において、二重堰の設置や側板フランジ部への防水シール材等による予防保全策、1日複数回のパトロールなどを実施しています。

【第121-2-3】鋼管製海側遮水壁



出典：東京電力ホールディングス

汚染源を「取り除く」対策としては、多核種除去設備(ALPS: Advanced Liquid Processing System)をはじめ、ストロンチウム除去装置などの複数の浄化設備により汚染水の浄化を行い、ストロンチウムを多く含む高濃度汚染水の処理については2015年5月に一旦完了しました。また、原子炉建屋の海側の地下トンネル(海水配管トレンチ)には高濃度汚染水が溜まっており、万一漏えいした場合のリスクが大きいため、2014年11月からポンプで汚染水を抜き取り、トレンチ内を充填・閉塞する作業を進めてきました。2015年12月には、高濃度汚染水の除去・トレンチ内の充填を全て完了し、リスクの大幅な低減が図られました。

これらの予防的・重層的な取組により汚染水対策は大きく前進していますが、汚染水問題の最終的な解決のため、引き続き次の対策に取り組んでいます。まず、多核種除去設備等で浄化処理した水の長期的取扱いについては、技術検証を進めるとともに、有識者からなる「汚染水処理対策委員会」の下に「トリチウム水タスクフォース」を設置し、その取扱いに関する様々な選択肢について、技術的な評価結果を2016年6月に取りまとめました。また、2016年9月には、「汚染水処理対策委員会」の下に「多核種除去設備等処理水の取扱いに関する小委員会」を設置し、技術的な観点に加えて、風評被害など社会的な観点等も含め、総合的な検討を行っています。また、建屋からの汚染水の漏えいリスクを完全になくすためには、建屋内滞留水中の放射性物質の量を減らす必

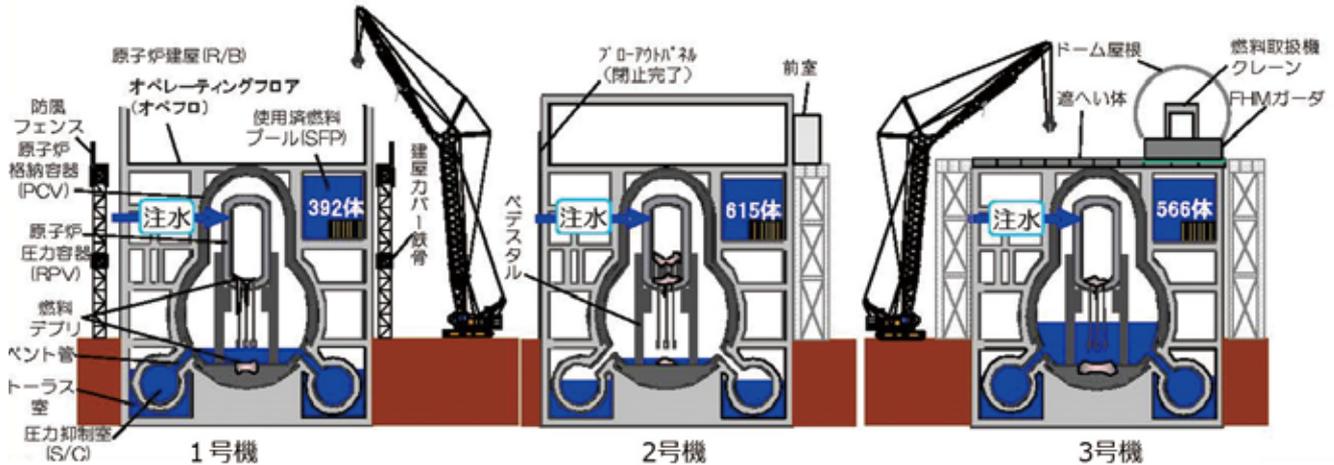
要があるため、建屋内滞留水の除去や浄化を進めています。具体的には、1号機のタービン建屋について、2017年3月に建屋内の最下階エリアまでの滞留水の除去を完了しました。さらに、震災直後に貯留した復水器内の高濃度汚染水の抜き取りを2017年12月に完了しました。

3. 使用済燃料プールからの燃料取出し

当面の最優先課題とされていた4号機使用済燃料プールからの燃料取出しについては、2014年12月22日に燃料1,535体全てを共用プール等へ移送しました。

1号機については、2016年11月に建屋カバーの撤去を完了し、2017年12月に防風フェンス、作業床を設置しました。2018年1月よりオペレーティングフロア北側のガレキ撤去を進めています。2号機については、雨水対策として建屋屋根保護層の撤去作業を行っています。また、オペレーティングフロアの調査やガレキ撤去を行うため、建屋西側に開口部の設置作業を進めています。3号機は、2017年1月より燃料取り出し用カバー等設置工事に着手し、2018年2月に設置を完了しました。今後、操作訓練等を行い、2018年度中頃から燃料取り出し開始を予定しています。

【第121-3-1】福島第一原子力発電所 1～3号機の状況



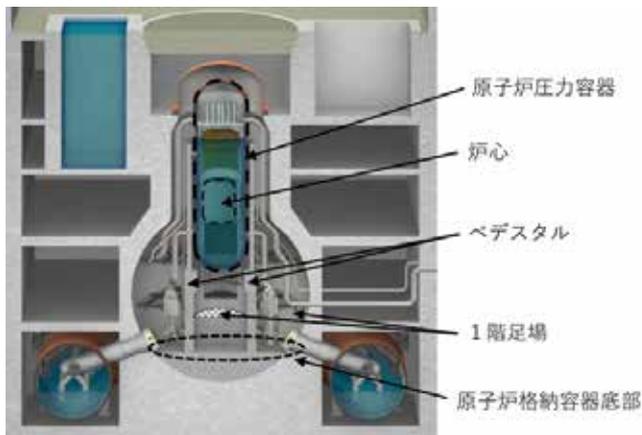
出典：東京電力ホールディングス

4. 燃料デブリ取出し

(1) 原子炉内部の様子

燃料デブリのある1～3号機の原子炉建屋内は放射線量も高く、容易に人が近づける環境ではないため、遠隔操作機器・装置等による除染や調査を進めています。

【第121-4-1】原子力発電所の構造



出典：国際廃炉研究開発機構の図を元に経済産業省作成

1号機では、2017年3月に線量計と水中カメラを搭載したロボットを、ペDESTAL（原子炉圧力容器を支える台座）の外側に投入して調査を実施しました。調査の結果、1階足場や原子炉格納容器底部において、放射線量や画像データを取得することができ、原子炉格納容器内部の損傷状況や、原子炉格納容器底部の堆積物を確認できました。

2号機では、2017年1月から2月にかけて、ペDEST

タルの内側の状況を把握するため、カメラやロボットをペDESTAL内側の1階足場まで投入しました。ロボットによる調査は、内部の堆積物に阻まれ、想定していたペDESTAL内側まで至ることはできませんでしたが、カメラはペDESTALの内側まで届き、1階足場の脱落や堆積物の状況等を初めて直接確認することができました。2018年1月には、2017年の調査では確認ができなかった原子炉格納容器底部の様子を調査するため、先端にカメラや線量計などの測定器を搭載した棒状の調査装置を2号機のペDESTAL内側に挿入しました。調査の結果、原子炉格納容器底部において、炉心に存在する燃料集合体の一部と思われる落下物を確認しました。このことから、その付近には燃料デブリと思われる堆積物が存在していると考えられます。

3号機では、原子炉格納容器内の水位が高く、1階足場及び原子炉格納容器底部が水中下にあるため、2017年7月に水中遊泳ロボットによる調査を行いました。ペDESTAL内側の1階足場および原子炉格納容器底部を調査した結果、原子炉圧力容器の直下の部品（CRDハウジング支持金具）が複数個所損傷していることや、ペDESTAL内側の原子炉格納容器底部に、落下したと思われる1階足場の金具や炉心部の部品のほか、燃料デブリの可能性のある溶融物等を確認することができました。

なお、いずれの調査においても、周辺環境に影響は生じておらず、放射線モニタリングデータに有意な変動はみられていません。

【第121-4-2】原子炉格納容器内の確認の様子と調査ロボット

<3号機調査(2017年7月19日～21日)にて確認された燃料デブリの可能性のある溶融物(左)、原子炉压力容器直下から見上げた様子(中)、調査ロボット(右)>



<2号機調査(2018年1月19日)にて確認された燃料デブリと思われる堆積物(左)、原子炉压力容器直下から見上げた様子(中)、調査装置(右)>



出典：東京電力ホールディングス

(2) 廃炉に向けた研究開発

廃炉に関する技術基盤を確立するための拠点整備も進めており、2016年4月から、遠隔操作機器・装置の開発・実証施設(モックアップ施設)として日本原子力研究開発機構(JAEA)「楡葉遠隔技術開発センター」(福島県双葉郡楡葉町)が、本格運用を開始しました。また、2018年3月には、燃料デブリや放射性廃棄物などの分析手法、性状把握、処理・処分技

術の開発等を行う「大熊分析・研究センター」(福島県双葉郡大熊町)の一部施設が運用を開始しました。

また、国内外の英知を結集し、廃炉に係る基礎的・基盤的な研究開発や人材育成に取り組む拠点として、2017年4月から、廃炉国際共同研究センター国際共同研究棟(福島県双葉郡富岡町)の運用が開始されました。

研究開発の実施にあたっては、有望な技術を有す

【第121-4-3】モックアップ設備を有する楡葉遠隔技術開発センターと試験設備



出典：JAEA楡葉遠隔技術開発センター

る海外企業も参画できるようにするなど、国内外の叡智を結集するための取組も進めています。2015年度以降、燃料デブリ取出しのための基盤技術や燃料デブリの性状把握の研究開発に、フランスやロシアの企業が参加しています。

5. 労働環境の改善

長期にわたる東京電力福島第一原子力発電所の廃炉作業を円滑に進めていくため、作業に従事するあらゆる方々が安心して働くことができる環境を整備することが重要です。

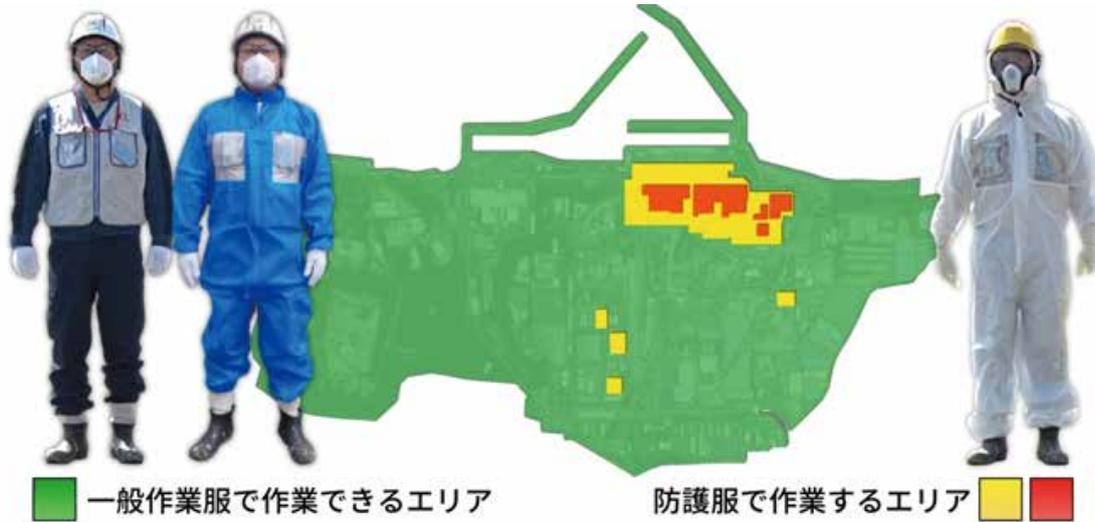
事故直後は、発電所構内全域で全面マスクと防護服の着用が必要であり、全面マスクについては装着すると息苦しい、作業時に同僚の声が聞こえづらい、防護服については動きづらい、通気性がなく熱がこもるといった課題がありました。これらは、作業時の大きな負担になるとともに、安全確保にあたっての課題ともなっていました。また、食事については、十分な休憩スペースもなかったことから、冷えたお

弁当を床に座って食べるというような環境でした。

そのため東京電力は、福島第一原子力発電所の労働環境改善に継続的に取り組んできました。例えば、除染、フェーシング作業による環境線量低減対策を行うことで、全面マスクと防護服の着用が不要なエリアは、構内面積の95%まで拡大しました。これらのエリア内では、使い捨て防塵マスクと一般作業服等での作業が可能であり、人身災害の防止や安全確保に大きく寄与しています。あわせて、ヘリポートを設置し搬送時間を短縮したことで緊急時の医療体制を強化するなど、健康管理対策も充実してきました。また、食堂、売店、シャワー室を備え、一度に約1,200人を収容可能な大型休憩所を設置しました。食堂では、発電所が立地する大熊町内の大川原地区に設置した福島給食センターにおいて地元福島県産の食材を用いて調理した、温かくて美味しい食事を提供しています。

長期にわたる廃炉作業を着実に進めていくため、引き続き安全でより良い労働環境の整備に努めています。

【第121-5-1】構内面積95%まで拡大した一般作業服等エリアと1200人を収容可能な大型休憩所



R zone (アノックエリア)	Y zone (カバーオールエリア)	G zone (一般服エリア)
全面マスク 	全面マスク 又は 手裏マスク 第1類2 	使い捨て式防じんマスク
カバーオールの上のアノック 	カバーオール 	一般作業服※3 構内専用服

※はカバーオール2重



出典：経済産業省

【第121-6-1】福島の現状を伝える動画「廃炉の今2018春」とパンフレット「廃炉の大切な話 2018」



福島の現状を伝える「廃炉の今2018」



パンフレット「廃炉の大切な話 2018」

出典：経済産業省

6. 国内外への情報発信

長期にわたる廃炉作業は、周辺地域の住民の安心・安全に深く関わるものです。また、今なお風評被害が根強く残っています。このため、国内外に対し、福島第一原子力発電所の現状について正確な情報を発信するとともに、地域・社会の不安や疑問に答えていくことが重要です。

国際社会とのコミュニケーションとしては、2017年9月にウィーン（オーストリア）において開催された国際原子力機関（IAEA）総会をはじめとする海外の政府要人との面談時等において、福島の現状や福島第一原子力発電所で行われている取組を紹介する映像の上映・紹介を行うことで、世界の原子力関係者へ理解の促進を働きかけました。さらに、原子力施設の廃止措置の経験を有する国との間では、政府、研究機関及び事業者の各層において協力関係を構築しており、継続的に情報交換を行っています。

また、周辺地域において首長や関係団体等が参加する廃炉・汚染水対策福島評議会を開催し、廃炉・汚染水対策の進捗をお伝えしています。さらに、対策の進捗を分かりやすく伝え、様々な不安や疑問にお応えしていくパンフレット等の作成・配布にも取り組んでいます。

第2節 原子力被災者支援

東京電力福島第一原子力発電所事故の発生から7年が経過しました。政府は2015年6月、「原子力災

害からの福島復興の加速に向けて」を改訂し、国として取り組むべき方向性を提示しました。その後、福島復興・再生に向けた取組は着実な進展を見せています。

一方で、復興の進捗にはいまだばらつきがあり、長期にわたる避難状態の継続に伴って、新たな課題も顕在化してきました。住民の方々が復興の進展を実感できるようにするためには、被災地域の実情を踏まえて、対策をさらに充実させていく必要があります。このような状況を踏まえ、原子力災害からの福島復興・再生を一層加速していくため、2016年12月に「原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針」を閣議決定し、必要な対策の追加・拡充を行うこととしました。具体的には、早期帰還支援と新生活支援の両面の対策のより一層の深化、事業・生業や生活の再建・自立に向けた取組の拡充等を行うこととしています。また、帰還困難区域については、可能なところから着実かつ段階的に、政府一丸となって、一日も早い復興を目指して取り組んでいく方針を示し、特定復興再生拠点¹の整備に向けた制度の構築を行うこととしました。

また、同指針を踏まえて、第193回国会に「福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案」を提出、成立しました。同法案には、特定復興再生拠点区域の復興及び再生を推進するための計画制度の創設、福島相双復興官民合同チームの体制強化、「福島イノベーション・コースト構想」の推進、風評被害払拭への対応の4つの柱に加え、被災12市町村が帰還環境整備に取り組むまちづくり会社等を「帰還環境整備推進法人」に指定できる制度、子どもへの

¹ 帰還困難区域のうち、5年を目途に、線量の低下状況も踏まえて避難指示を解除し、居住を可能とすることを目指す復興拠点

いじめの防止のための対策、地域住民の交通手段の確保についても、その後押しを行うため、法律に位置づけることとされました。さらに、本法律を踏まえ、2017年6月には「福島復興再生基本方針」を改訂しました。

1. 避難指示区域等

(1) 避難指示解除区域等における取組

事故から6年後の2017年春までに、大熊町・双葉町を除き、全ての居住制限区域、避難指示解除準備区域を解除しました。避難指示の解除はゴールではなく、復興に向けたスタートであり、解除後の本格的な復興のステージにおいても、政府一丸となって、市町村ごとの課題にきめ細かく対応するとともに、国・県・市町村が連携しながら、産業の再生や雇用創出、インフラ・生活環境の整備等、当該区域の復興及び再生をさらに進めていきます。

(2) 帰還に向けた安全・安心対策

国としては、「原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針」において、以下のような総合的・重層的な防護措置を講じることとしています。

- ・女性や子どもを含む住民の方々の放射線不安に対するきめ細かな対応
- ・避難生活の長期化等や放射線による健康不安への適切な対応
- ・関係省庁におけるリスクコミュニケーションの取組の強化
- ・生活支援相談員について、帰還後も支援を継続できるよう支援対象の明確化や関係省庁との連携促進

こうした取組を通じ、住民の方々が帰還し、生活する中で、個人が受ける追加被ばく線量を、長期目標として、年間1ミリシーベルト以下になることを引き続き目指していくこととしています。また、線量水準に関する国際的・科学的な考え方を踏まえた我が国の対応について、住民の方々に丁寧に説明を行い、正確な理解の浸透に努めています。

2. 帰還困難区域の復興への取組等

帰還困難区域は、2011年12月に警戒区域と計画的避難区域の見直しを行った際、「将来にわたって居住を制限することを原則とした区域」として設定されました。一方、事故後5年が経過し、一部では

放射線量が低下していることや、地元の強い要望を踏まえ、2016年8月31日に原子力災害対策本部・復興推進会議で「帰還困難区域の取扱いに関する考え方」を決定し、帰還困難区域のうち、5年を目途に、線量の低下状況も踏まえて避難指示を解除し、居住を可能とすることを目指す特定復興再生拠点の整備等について、基本的な考え方を示しました。

この考え方を具体化するため、「原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針」において、特定復興再生拠点を整備する計画を県と協議した上で市町村が策定し、国の認定を受けた場合、一団地の復興再生拠点整備制度や道路の新設等のインフラ事業の国による事業代行、事業再開に必要な設備投資等に係る課税の特例を特定復興再生拠点においても活用できるようにする等の方針を示し、その実現に必要な措置を盛り込んだ福島特措法の改正法案を第193回通常国会に提出し、成立しました。加えて、2017年度から、特定復興再生拠点の復興事業に要する予算・税制等の措置を講じることとしました。

また、特定復興再生拠点の整備に係る除染・解体事業については、避難指示解除後の土地利用を想定した整備計画の下で実施することとし、除染とインフラ整備を一体的に行う仕組みを整えることとしました。なお、特定復興再生拠点の整備は、国の新たな政策的決定を踏まえ、復興のステージに応じた新たなまちづくりとして実施するものであるため、国の負担において行うこととしました。

こうした中、2017年9月以降、双葉町、大熊町、浪江町、富岡町における特定復興再生拠点区域復興再生計画について内閣総理大臣が認定しました。現在、国と自治体が連携してこれらの計画に基づく事業を進めるとともに、それ以外の自治体についても、計画の策定に向けた取組を進めています。

3. 除染の実施

東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故によって放出された放射性物質による環境の汚染が生じており、これによる人の健康または生活環境に及ぼす影響を速やかに低減することが喫緊の課題となりました。こうした状況を踏まえ、「平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（以下、「放射性物質汚染対処特措法」という。）が可決・成立し、2011年8月30日に公布されました。

放射性物質汚染対処特措法は、除染の対象として除染特別地域と汚染状況重点調査地域を定めています。除染特別地域は、警戒区域又は計画的避難区域の指定を受けたことがある地域で、国が除染実施計画を策定し、除染事業を進めてきました。他方、汚染状況重点調査地域は、地域の空間放射線量が毎時0.23マイクロシーベルト以上の地域がある市町村について、当該市町村の意見を聴いた上で国が指定し、各市町村で除染を行ってきました。

除染特別地域（帰還困難区域を除く）については2017年3月末に、汚染状況重点調査地域については2018年3月19日に除染実施計画に基づく面的除染が完了しました。

また、福島県内の除染に伴い発生した放射性物質を含む土壌や福島県内に保管されている10万ベクレル/kgを超える指定廃棄物等を最終処分するまでの間、安全に集中的に管理・保管する施設として中間貯蔵施設を整備することとしています。

中間貯蔵施設整備に必要な用地は、全体面積約1,600haを予定しており、予定地内に占める登記記録人数は2,360人となっています。昨年度までに地権者の連絡先を把握した面積は約1,210ha、1,160haに達しており、契約済み面積は約874ha（全体の約54.6%）、1,419人（全体の約60.1%）の方と契約に至るなど、着実に進捗してきています。

中間貯蔵施設の整備については、2016年11月から受入・分別施設と土壌貯蔵施設の整備を進めています。受入・分別施設では、福島県内各地にある仮置場等から中間貯蔵施設に搬入される除去土壌等を受け入れ、搬入車両からの荷下ろし、容器の破袋、可燃物・不燃物等の分別作業を行います。土壌貯蔵施設では、受入・分別施設で分別された除去土壌等を放射能濃度やその他の特性に応じて安全に貯蔵します。2017年6月に除去土壌等の分別処理を開始し、2017年10月には分別した土壌の貯蔵を開始しました。除去土壌等の処理・貯蔵を更に進めるために、引き続き、これらの施設の整備を進めています。

また、中間貯蔵施設への除去土壌等の輸送については、2017年度までに累計で73万 m^3 程度の除去土壌等の輸送を目標としており、2018年3月末までに累計で約76万 m^3 の輸送を実施しました。また、今後の輸送に向けて、輸送実施計画を更新するとともに、中間貯蔵施設の輸送ルートに必要な箇所について舗装厚の改良等の道路交通対策を実施しました。

4. 原子力災害の被災事業者等のための自立支援策、風評被害対策

住民の方々が帰還して故郷での生活を再開するためには、また、外部から新たな住民を呼び込むためには、働く場所、買い物をする場所、医療・介護施設、行政サービス機能といった、まちとして備えるべき機能が整備されている必要があります。しかしながら、こうした機能を担っていた事業者の多くは、住民の避難に伴う顧客の減少、長期にわたる事業休止に伴う取引先や従業員の喪失、風評被害による売上減少といった苦難に直面しており、こうした状況を克服するためには、生活、産業、行政の三位一体となった政策を進めていく必要があります。

こうした状況を踏まえ、2015年8月24日に、国（原子力災害対策本部）、福島県、民間からなる官民合同チームが創設されました。その主な活動内容は、避難指示等の対象となった12市町村の被災事業者を個別に訪問し、事業再開等に関する要望や意向を把握するとともに、その結果を踏まえ、専門家を交えたチームにより、事業再建計画の策定支援、支援策の紹介、生活再建への支援などを実施していくことです。国、県、民間が一体となって腰を据えた支援を行うため、福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律（2017年5月19日公布・施行）に、官民合同チームの中核である公益社団法人福島相双復興推進機構へ国の職員の派遣を可能とするなどの措置を盛り込み、2017年7月から経済産業省及び農林水産省の職員を派遣するなど、体制強化を図りました。現在、チームは総勢270名の体制（2018年3月31日時点）で、県内（福島、いわき、南相馬）と都内の計4拠点到に常駐しており、地元商工会議所、商工会、及び東京電力等の協力を得ながら、個別訪問等を実施しています。

商工業分野において、チーム発足翌日から事業者訪問を開始し、これまでの約2年7か月の間に、約5,000事業者に訪問し、そのうち約960の事業者に、専門家によるコンサルティングを実施しています（2018年3月31日時点）。また、被災事業者の自立等に対する支援や新規創業等へ向けた支援に取り組むべく、2018年度予算において約16億円を計上しています。引き続き、官民合同チームと連携しつつ、きめ細かな支援を実施していきます。

農業分野についても、速やかな営農再開に向けて、官民合同チームが約1,200回にわたって被災市町村等を訪問し、集落座談会における営農再開支援策の

説明等を行うとともに、地域農業の将来像の策定やその実現に向けた農業者の取組を支援しています。個別の農業者に対しては、2016年度第二次補正予算において、農業用機械・施設、家畜の導入等に対する支援を措置しました。2016年7月から実施している国と県による認定農業者への個別訪問に加え、今後、官民合同チームも参画し、対象を拡大して行う個別訪問を通じて、課題を把握し、支援の充実を図っていきます。

こうした取組もあり、事業・生業の再建は徐々に進みつつありますが、地域によって復興の状況は異なります。今後とも、官民合同チームは、事業者の帰還、事業・生業の再建を進め、まちの復興を後押しすべく、個々の実情を踏まえたきめ細かな対応を粘り強く続けていきます。

このように、事業者の方々による取組をサポートする体制が整いつつある一方で、事故発生後未だに継続している風評被害の存在は、農林水産業をはじめとして、福島産業・生業の復興の大きな妨げとなっています。放射線に関する正しい知識、福島の復興の現状や農林水産物をはじめとする県産品の安全性や質の高さを国内外に正しく発信し、風評を払拭していくことが大きな課題です。各種の国際会議等を含めて、あらゆる機会を活用し、風評対策を強力に推進していきます。特に農林水産物については、生産段階における第三者認証取得や安全性検査への支援、流通・販売段階における販路開拓への支

援等、あらゆる段階で風評払拭に必要な支援を行うことにより、安全性についての消費者の正しい理解を促進し、県産品のブランド力の回復を後押ししていきます。

こうした取組をより実効的なものとしていくために、流通段階における風評被害の実態や要因の調査を行い、その結果に基づく指導・助言等の適切な措置を国が講ずることを2017年5月に改正された福島復興再生特別措置法において位置づけました。また、2017年2月には国、県、農業関係団体等が参画して「福島県産農林水産物の風評払拭対策協議会」を立ち上げ、風評被害の実態や施策の効果を継続的に検証する体制を構築しています。

さらに、2017年12月に策定された「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」に基づき、関係府省庁が連携して風評払拭に向けて、工夫を凝らした情報発信等に取り組んでいくこととしています。

5. 福島・国際研究産業都市構想 (福島イノベーション・コースト構想)

福島県浜通り地域において、かつては原子力関連企業の事業活動が地域経済の大きな部分を担ってきましたが、震災や原子力災害によって産業基盤の多くが失われました。今後、地域経済の復興を実現していくためには、その大前提となる東京電力福島第一原子力発電所事故の収束はもちろんのこと、原子力発

【第122-4-1】福島相双復興推進機構(官民合同チーム)の概要

福島相双復興推進機構(官民合同チーム)の概要

- ▶ 原子力発電所事故による被災事業者を個別訪問し相談型支援を行うため、閣議決定に基づき、2015年8月24日に、国、福島県、民間の3者の構成による福島相双復興官民合同チームが創設。
- ▶ 2017年7月1日から、改正福島特措法に基づく組織へ、チームの中核である(公社)福島相双復興推進機構に国・県の職員の派遣を実施し、新体制がスタート。

- 原発事故被災事業者を個別訪問。
- 専門家によるコンサルティングや、国の支援策等を通じ、事業再開や自立を支援。
- 2017年4月から農業者への個別訪問も実施。



出典：経済産業省

電に代わる新たな産業基盤を構築することが必要です。東日本大震災や原子力災害によって失われた浜通り地域等の産業を回復するため、当該地域の新たな産業基盤の構築を目指す取組が「福島イノベーション・コースト構想」であり、浜通り地域等の復興の柱として、全力で実現に向けて取り組んでいきます。

福島イノベーション・コースト構想の実現に向けて、多岐にわたる課題を政府全体で解決していくため、福島復興再生特別措置法を改正し、同法に福島イノベーション・コースト構想を位置づけました。また、関係省庁による具体的な連携体制の構築等を進めるため、福島イノベーション・コースト構想関係閣僚会議を設置し、2017年7月に第1回を開催しました。さらに、関係省庁、関係自治体等が参画して同構想の推進に関する基本的な方針を共有する場として福島イノベーション・コースト構想推進分科会を設置し、2017年11月に第1回の分科会を開催しました。

廃炉やロボット等の分野における技術開発・拠点整備等のプロジェクトは、現在着々と具体化が進められています。

ロボットの使用が想定される多様な環境を模擬できる大規模な実証フィールドである、福島ロボットテストフィールドについては、国と福島県が共同して整備・運営に向けた検討を進めてきました。2017年度より整備に着手し、2017年11月には福島ロボットテストフィールドの各施設の開所時期が公表され、2018年度以降順次開所されることが決まりました。2018年2月には福島ロボットテストフィールドの安全祈願祭・起工式が開催され、福島ロボットテストフィールドの整備が着実に進んでいます。また、2020年には、国内外から最先端のロボット技術を集めて課題に挑戦する「ワールドロボットサミット」の一部競技が福島ロボットテストフィールドで開催される予定です。

また、「福島浜通りロボット実証区域」として、2017年度末までに10の実証区域が決定され、25件の実証試験が実施されています。2017年3月、10月には、日本無人機運行管理コンソーシアムが福島ロボットテストフィールドにおいて、物流や災害での対応を想定し、多数のドローンを同時に飛行させて、その運行を管理するシステムの実験を実施したほか、2017年10月には、南相馬市において、国内で初めてドローン配送とコンビニエンスストアの移動販売を連携させたサービスを開始しました。

廃炉関連分野では、2016年4月から、遠隔操作機器・装置の開発・実証施設(「楢葉遠隔技術開発セン

ター」(福島県双葉郡楢葉町)モックアップ施設)の本格的な運用が開始されています。

また、2017年4月には、廃炉に向けて国内外の英知を結集する拠点である廃炉国際共同研究センター国際共同研究棟(福島県双葉郡富岡町)の運用が開始されました。さらに、2018年3月には、放射性物質分析・研究施設(「大熊分析・研究センター」(福島県双葉郡大熊町))の一部施設の運用が開始されました。

復興や廃炉対策の進捗状況、災害がもたらした被害・教訓等を国内外に正しく伝えていく「情報発信(アーカイブ)拠点」については、福島県において2016年8月に同拠点の双葉町への立地を決定、2017年3月にアーカイブ拠点施設基本構想を策定し、2017年度より施設整備に着手しています。

環境・リサイクル分野では、2015年以降、福島県が環境・リサイクル産業の集積を図るため立ち上げた「ふくしま環境・リサイクル関連産業研究会」の会員によって、小型家電、太陽光パネル、石炭灰のリサイクルや浜通りにおける廃棄物処理システム構築などのテーマについて、事業化に向けた検討が進められています。

再生可能エネルギー等のエネルギー分野では、福島イノベーション・コースト構想の取組を加速し、その成果も活用しつつ、福島全県を未来の新エネ社会を先取りするモデル創出拠点とする「福島新エネ社会構想」(2016年9月7日決定)を推進していきます。(福島新エネ社会構想については、第3節参照)

福島イノベーション・コースト構想の実現に向けた道筋は、拠点の整備や主要プロジェクトの具体化にとどまりません。

これらの拠点やプロジェクト等も活用しながら、地元企業と浜通り地域の外から進出してくる企業とが一体となって、重点分野における実用化技術開発を進めていくことが必要です。このため、民間企業が主体となって行う実用化開発等を支援する「地域復興実用化開発等促進事業」を進めており、2017年度及び2018年度予算案においてそれぞれ69.7億円を措置しています。また、福島相双復興官民合同チームとも連携しながら、地元企業と進出企業の連携による新たなビジネス創出を後押しするため、「ふくしま未来ビジネス交流会」等を開催しています。

さらには、拠点の強みを活かした交流人口の拡大や、生活環境の整備、高等教育機関等における研究活動の促進、初等中等教育機関と大学、企業等とが連携した構想を支える人材の育成等を推進しています。

第3節 福島新エネ社会構想

東日本大震災後、福島県は再生可能エネルギーの推進を復興の柱の1つとして、再生可能エネルギー発電設備の導入拡大、関連産業の集積、実証事業・技術開発等の取組を進めています。2012年3月に改訂された「福島県再生可能エネルギー推進ビジョン(改訂版)」においては、原子力に依存しない社会づくりの実現に向け、2040年頃を目処に福島県内の一次エネルギー需要量の100%以上に相当する量のエネルギーを再生可能エネルギーから生み出すという目標を設定しています。また、その目標達成に向けて必要となる当面の施策を「再生可能エネルギー先駆けの地アクションプラン」にまとめ、取組を進めています。2016年3月に策定された第2期(2016～2018年度)のアクションプランでは、県内一次エネルギー需要量に対する再生可能エネルギーの導入見込量の割合を、2015年度の26.6%から3年間で3.4%の増加を見込み、2018年度に30%とし、「再生可能エネルギーの導入拡大」と「エネルギーの効率的な利用」を両輪として推進することとしています。

国においても、2014年4月に策定した「第四次エネルギー基本計画」で、福島の再生可能エネルギー産業拠点化を目指すとしており、福島の再生・復興に向け、エネルギー産業・技術の拠点として発展していくことを推進しています。

また、2016年3月に震災から5年が経過し、これまでの再生可能エネルギーの推進の取組に加え、エネルギー分野からの福島復興の後押しを一層強化するため、福島が再生可能エネルギーや未来の水素社会を切り拓く「先駆けの地」となり、新たなエネルギー社会を先取りするモデルの創出拠点とする「福島新エネ社会構想」の検討に着手しました。その具体的な内容を検討し、構想の実現を図るため、官民一体の「福島新エネ社会構想実現会議」が同月に設立され、同年9月に開催された第3回会議において「福島新エネ社会構想」が策定されました。同構想は、再生可能エネルギーの導入拡大、水素社会実現のモデル構築、スマートコミュニティの構築の3つを柱としており、その実現に向けた取組を推進しています。

1. 再生可能エネルギーの導入拡大

福島県は、復興の柱の1つとして、福島を「再生可能エネルギー先駆けの地」とすべく取組を推進しており、

国においても、発電設備、送電線整備への支援など、他の地域にはない補助制度を福島県向けに措置し導入を後押ししています。震災後5年間で、太陽光を中心に県内の再生可能エネルギーは3倍以上に増加しました。今後、さらなる導入拡大に向けた次のステップとして、阿武隈山地及び福島県沿岸部において大規模な風力発電等を福島県等が計画しており、また国としても発電設備等の導入を支援していきます。

(1)阿武隈、双葉エリアの風力発電等のための送電線増強

再生可能エネルギーの導入推進のため、国では福島県向けの特例的な支援制度を措置しており、2014年度補正予算「再生可能エネルギー接続保留緊急対応補助金(再生可能エネルギー発電設備等導入基盤整備支援事業(避難解除区域等支援基金造成事業))」により福島県に積み立てた基金(約92億円)を活用して、現在約13万kWの太陽光発電設備等の導入事業が避難解除区域等において進められています。この事業により導入された発電設備は、復興支援事業に活用するために売電収入の一部(再生可能エネルギー発電設備容量1MW当たり年間100万円)を拠出することとなり、発電設備の運転開始後は再生可能エネルギーの活用と併せて、復興支援へも貢献します。

また、福島県内における再生可能エネルギーのさらなる導入拡大に向け、阿武隈山地及び福島県沿岸部において風力発電等の設置の検討が進められています。しかし、当該地域で大規模な風力発電による電力を受け入れるためには、近隣の送電網において空き容量不足が課題となっています。そのため、福島県富岡町にある新福島変電所など東京電力の既存送電設備を活用することとしています。風力発電等の電気の受入れには、発電設備と変電所等をつなぐための送電網が必要なことから、2016年10月から送電網の敷設ルートの検討を進め、2017年3月に送電線等の整備・運営を行う「福島送電合同会社」が設立されました。複数の発電事業者が共同で利用できる送電網の整備を当該送電事業会社が行うことにより、効率的に送電網の整備が可能になります。2017年度は、送電網の詳細設計や敷設工事に着手しており、今後、風力発電所などの建設工事も並行して進められ、一部の設備について2020年の送電開始を目指しています。

(2)再生可能エネルギーの研究開発・実証の推進

産業技術総合研究所福島再生可能エネルギー研究所(以下、「FREA」という。)は、本格化する再生可能エネルギーの大量導入を支える新技術を、被災地

をはじめとする多くの企業と積極的に連携して開発するとともに、大学との共同研究等を通して将来を担う産業人材の育成などを図るため、2014年4月に福島県郡山市に設立されました。世界に開かれた再生可能エネルギー研究開発の推進と新しい産業の集積を通じた復興への貢献を使命とし、震災からの復興と世界に向けた新技術の発信に取り組んでいます。開所から4年が経過した現在、職員約150人と企業、大学等からの外来研究者を合わせ、約400人が同所内で研究等を実施しており、水素キャリア製造・利用技術、水素エネルギーシステム、薄型結晶シリコン太陽電池モジュール技術、高性能風車要素技術、地熱・地中熱、再生可能エネルギーネットワークの開発・実証などの研究課題に取り組んでいます。

また、被災地企業のシーズ支援プログラムにより、FREAと企業による共同研究で技術評価、課題解決などを進めることで、東日本大震災の被災地（福島県、宮城県、岩手県）の企業が持つ再生可能エネルギー関連技術などの事業化を支援しており、本プログラムを通じ2017年度末までに107件の技術開発を支援し、そのうち太陽電池ストリング監視システムなどの9件が事業化に成功しています。

さらに、太陽光発電用大型パワーコンディショナ等の先端的研究開発及び試験評価を行う世界最大級の施設「スマートシステム研究棟」において、海外展開を視野に入れた最大出力（2.7MW）及び最高電圧（1500V）の国産大型パワーコンディショナに対する様々な系統連系試験が国内で行えるようになりました。また、国内認証機関がスマートシステム研究棟においてタイ王国の試験規格に基づく試験所認定を取得し、同棟での試験結果を活用してタイ王国での認証取得が容易となりました。さらに、欧米向け製品の認証に必要な試験を実施するなど、大型パワーコンディショナの海外市場への輸出促進を可能とする実績を上げ、福島で培った国際標準化技術を世界に展開する活動をしています。また、地元企業が開発した次世代型の自動電圧調整装置（サイリスタ式自動電圧調整装置：TVR）及びその次世代機器に対して評価試験を実施するなど、福島発の技術展開に貢献しています。

福島沖での浮体式洋上風力発電システムの実証研究事業は、世界初の本格的な事業化を目指す、浮体式の洋上風力発電実証研究事業であり、2011年度から委託事業として実証研究を開始、2013年11月には1基目となる2MW浮体式洋上風車及び浮体式洋上変電所が運転を開始しました。さらに、2015年12月には高さ189mの世界最大級の7MW浮体式洋上

風車が運転を開始し、2017年2月には5MW浮体式洋上風車が運転を開始し、全ての実証機による本格的な実証研究を進め、安全性・信頼性・経済性の評価を行います。福島沖の浮体式洋上風力発電の実証研究とその事業化による風力発電関連産業の集積が期待されています。

2. 水素社会実現に向けたモデル構築

水素エネルギーは、利用段階ではCO₂を排出しないクリーンエネルギーとして、その利活用が期待されています。水素を再生可能エネルギーの余剰電力から製造することができれば、製造から利用までトータルでCO₂フリーにすることができる上、余剰再生可能エネルギーを有効活用することができます。このため、福島県浪江町では、世界最大級の1万kWの水電解装置を活用して、再生可能エネルギーから水素を製造する実証プロジェクトを実施しています。製造した水素は、福島県内のみならず、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の際に東京で活用することを目指しています。

3. スマートコミュニティの構築

スマートコミュニティは、様々な需要家が参加する一定規模のコミュニティの中で、再生可能エネルギーやコージェネレーション等の分散型エネルギーを用いつつ、ITや蓄電池等の技術を活用したエネルギーマネジメントシステムを通じて、エネルギーの利活用を最適化するものです。スマートコミュニティの構築は、熱導管などのエネルギーインフラの整備を伴う場合も多く、都市計画などと密接に連携しながら取組を進めることが効果的と言えます。このため、資源エネルギー庁では、2011年度第三次補正予算において、スマートコミュニティ導入促進事業（基金事業）を措置し、東日本大震災の被災地域において、まちづくりと合わせて、スマートコミュニティの導入に取り組む自治体などを支援してきました。

福島県内においては、会津若松市が本事業を活用し、スマートコミュニティを構築しました。また、新地町、相馬市、浪江町、楢葉町、葛尾村が計画策定を完了し、スマートコミュニティの構築に着手しています（2018年4月末現在）。

福島新エネ社会構想では、こうしたスマートコミュニティ構築の取組を着実に進めるとともに、人口が少ない地域においても持続可能なスマートコ

コミュニティの構築に向け、復興まちづくり等を活用した支援を行うこととしています。これまでに、福島県において、自治体とスマートコミュニティ関連事業者とのマッチングイベントを実施するとともに、スマートコミュニティ構築の際の参考となるよう、復興とも連携したスマートコミュニティ形成にも資する先行事例集を作成しました。2018年度においては、こうした事例集なども活用しつつ、地産地消型のエネルギーシステム構築に向けた事業化可能性調査等について、支援を実施します。また、再生可能エネルギーを活用した水素に関する実証事業なども踏まえつつ、今後、再生可能エネルギー由来水素を活用したスマートコミュニティのモデル構築についても、検討を行うこととしています。

第4節 原子力損害賠償

1. 原子力損害賠償紛争審査会における原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針等

政府は2011年3月11日の東京電力福島第一、第二原子力発電所事故に関して、原子力損害賠償を円滑に進められるよう、原子力損害の範囲など当事者による自主的な解決に資する一般的な指針の策定等の業務を行うため、原子力損害の賠償に関する法律に基づき、同年4月11日、「原子力損害賠償紛争審査会」(以下「審査会」という。)を設置しました(会長：鎌田 薫、早稲田大学総長 早稲田大学大学院 法務研究科教授(当時の会長は能見 喜久、学習院大学法務研究科教授 東京大学名誉教授))。

審査会においては、被害者の迅速な救済を図るため、原子力損害に該当する蓋然性の高いものから順次、指針として提示することとしており、2011年8月5日、原子力損害の範囲の全体像を示す「東京電力福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」(以下「中間指針」という。)を策定しました。

その後、審査会では、2011年12月6日に自主的避難等に係る損害に関する中間指針第一次追補、2012年3月16日に政府による避難区域等の見直し等に係る損害についての中間指針第二次追補、2013年1月30日に農林漁業・食品産業の風評被害に係る損害についての中間指針第三次追補、同年12月26日に避難指示の長期化等に係る損害についての中間指針第四次追補を策定しました。

2017年9月13日には、公共財物賠償が円滑に行われるための基本的な考え方として、「地方公共団体における不動産の賠償について」をとりまとめました。これらは、賠償すべき損害として一定の類型化が可能な損害項目やその範囲等を示したものです。また、これらの指針に明記されていない損害についても、事故との相当な因果関係がある損害と認められるものは賠償の対象となり、東京電力には、個別具体的な事情に応じた柔軟な対応を求めています。

2. 原子力損害賠償紛争審査会における指針等を踏まえた賠償基準の策定

審査会が策定した中間指針及びその追補では、政府による避難等の指示等により避難の対象となった十数万人規模の住民の方々や、事業活動の断念を余儀なくされた多くの事業者等に対して、賠償を行うべき損害項目やその範囲等が示されています。さらに、中間指針等に従って、これまでに順次、損害の種類に応じた賠償の具体的な基準が策定されてきました。

3. 原子力損害賠償紛争解決センターの取組状況

原子力損害賠償紛争解決センターは、今回の東京電力福島第一、第二原子力発電所事故により被害を受けた方々の原子力事業者(東京電力)に対する損害賠償請求に対して、円滑、迅速、かつ公正に紛争を解決することを目的とし、東京都港区と福島県郡山市、福島市、会津若松市、いわき市、南相馬市において業務を行っています。同センターにおいては、事故の被害を受けた方からの申立てにより、仲介委員が当事者双方から事情を聴き取って損害の調査・検討を行い、双方の意見を調整しながら和解案を提示する、和解の仲介業務を実施しています。

同センターでは、2017年末までに23,215件の申立てを受理し、21,399件の手続きを終えています。終了した案件のうち、約82%にあたる17,548件が和解成立により終了しています。

また、今後の賠償を円滑に進めていく上での参考とするため、同センターで実施されている和解仲介手続を広く周知し、和解事例を紹介するなど、広報活動を実施しています。具体的には、パンフレット等で周知するほか、代表的な和解事例を盛り込んだ小冊子を作成し、被害者の方々の手元において頂くため、被災自治体や関係団体、全国の避難者支援拠点等に配布しました。

さらに、和解仲介を行う仲介委員を約280名配置しており、審理の迅速化を図っています。2017年に和解が成立した事案については、仲介委員の指名から概ね7.9か月程度で和解案提示が行われ、和解成立に至っています。

4. 原子力損害賠償補償契約に関する法律に基づく措置

政府は、原子力損害賠償補償契約に関する法律に基づき、原子力損害賠償補償契約を原子力事業者と締結しており、地震、噴火等により原子力損害が発生した場合には、この契約に基づく補償金を支払うこととなっています。

東京電力福島第一原子力発電所事故を受け、政府は、2011年11月、原子力損害賠償補償契約に基づき、同発電所分の1,200億円を東京電力へ支払いしました。また、東京電力福島第二原子力発電所において発生した原子力事故についても、原子力損害賠償補償契約に基づき、2015年3月に同発電所分の約689億円を東京電力へ支払いしました。

5. 原子力損害賠償・廃炉等支援機構

(1) 設立の背景

2011年3月11日の東日本大震災により、東京電力福島原子力発電所事故による大規模な原子力損害が発生したことを受け、同年6月14日に「東京電力福島原子力発電所事故に係る原子力損害の賠償に関する政府の支援の枠組みについて」が閣議決定されました。具体的には、政府として、これまで原子力政策を推進してきたことに伴う社会的な責任を負っていることに鑑み、

- ①被害者への迅速かつ適切な損害賠償のための万全の措置
- ②東京電力福島原子力発電所の状態の安定化・事故処理に係る事業者等への悪影響の回避
- ③電力の安定供給

の3つを確保するため、「国民負担の極小化」を図ることを基本として、損害賠償に関する支援を行うための万全の措置を講ずることが確認されました。

こうした中、2011年8月10日に原子力損害賠償支援機構法及び関連する政省令が公布・施行され、原子力事業に係る巨額の損害賠償が生じる可能性を踏まえ、原子力事業者による相互扶助の考えに基づき、将来にわたって原子力損害賠償の支払等に対応でき

る支援組織を中心とした仕組みを構築するため、同年9月12日に原子力損害賠償支援機構（本章において、以下「機構」という。）が設立されました。

また、東京電力福島第一原子力発電所について、溶融燃料の取出しや汚染水の処理など廃炉に向けた取組は、完了までに長い期間を要する極めて困難な事業であり、その推進に当たっては、国内外の叡智を結集し、予防的かつ重層的な取組を進める必要があります。そのため、廃炉を適正かつ着実に進められるよう、国が前面に出て、技術的観点からの企画・支援と必要な監視機能を強化する新たな体制の構築に取り組むべく、機構の業務に、「廃炉関係業務」を追加すること等を定めた「原子力損害賠償支援機構法の一部を改正する法律案」を2014年2月に国会に提出し、同年5月に成立しました。同年8月18日に機構が原子力損害賠償・廃炉等支援機構に改組されました。

なお、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の附則において、原子力損害賠償の実施状況等を踏まえ、原子力損害の賠償に関する法律の改正等の抜本的な見直しを始めとする必要な措置を講ずるものとされています。

(2) 原子力損害賠償・廃炉等支援機構による賠償・廃炉支援の枠組み

① 原子力事業者からの負担金の収納

機構は、機構の業務に要する費用に充てるため、原子力事業者から負担金の収納を行います。機構は、毎事業年度、損益計算において利益が生じたときは、原子力損害が発生した場合の損害賠償の支払等に対応するため、損害賠償に備えるための積立てを行います。

② 機構による通常の資金援助

機構に、電気事業、経済、金融、法律、会計に関して専門的な知識と経験を有する者からなる「運営委員会」を設置し、原子力事業者への資金援助に係る議決等、機構の業務運営に関する議決を行います。原子力事業者が損害賠償を実施する上で機構の援助を必要とするときは、機構は、運営委員会の議決を経て、資金援助(資金の交付、株式の引受け、融資、社債の購入等)を行います。

機構は、資金援助に必要な資金を調達するため、政府保証債の発行、金融機関からの借入れをすることができます。

③ 機構による特別資金援助

(ア) 特別事業計画の認定

機構は、原子力事業者に資金援助を行う際に政府

の特別な支援が必要な場合、原子力事業者と共に「特別事業計画」を作成し、主務大臣の認定を受けることが必要です。

特別事業計画には、原子力損害賠償額の見通し、賠償の迅速かつ適切な実施のための方策、資金援助の内容及び額、経営の合理化の方策、賠償履行に要する資金を確保するための関係者（ステークホルダー）に対する協力の要請、経営責任の明確化のための方策等について記載し、機構は、計画作成に当たり、原子力事業者の資産の厳正かつ客観的な評価及び経営内容の徹底した見直しを行うとともに、原子力事業者による関係者に対する協力の要請が適切かつ十分なものであるかどうかを確認します。

その上で、主務大臣は、関係行政機関の長への協議を経て、特別事業計画を認定することとなります。

(イ) 特別事業計画に基づく事業者への資金援助

特別事業計画の認定後、政府は、機構による特別事業計画に基づく資金援助(特別援助)を実施するため、機構に国債を交付し、必要に応じて、機構は政府に対し国債の償還を求め(現金化)、原子力事業者に対し必要な資金を交付します。

政府は、国債が交付されてもなお損害賠償に充てるための資金が不足するおそれがあると認めるときに限り、予算で定める額の範囲内において、機構に対し、必要な資金の交付を行うことができます。

(ウ) 機構による国庫納付

原子力事業者は、機構の事業年度ごとに、機構の業務に要する費用に充てるため、機構に対し、一般負担金を納付します。特別事業計画の認定を受けた原子力事業者は、一般負担金に加えて、特別負担金を納付します。

機構は、負担金等を原資として国債の償還額に達するまで国庫納付を行います。

ただし、政府は、負担金によって電気の安定供給等に支障を来し、または利用者に著しい負担を及ぼす過大な負担金を定めることとなり、国民生活・国民経済に重大な支障を生ずるおそれがある場合、予算で定める額の範囲内において、機構に対し、必要な資金の交付を行うことができます。

(エ) 損害賠償の円滑化業務

機構は、損害賠償の円滑な実施を支援するため、(i) 被害者からの相談に応じ必要な情報の提供及び助言を行うとともに、(ii) 原子力事業者が保有する

資産の買取り、及び(iii) 賠償支払の代行(原子力事業者からの委託を受けて賠償の支払、国または都道府県知事の委託を受けて仮払金の支払)を行うことができます。

④ 廃炉等を実施するために必要な技術に関する研究及び開発の企画・推進

機構は、廃炉等技術委員会の議決及び主務大臣の認可を経て、「廃炉等を実施するために必要な技術に関する研究及び開発に関する業務を実施するための方針」を定めました。この方針に基づき、廃炉を実施するために必要な技術に関する研究及び開発の企画、調整及び管理に関する業務を実施しています。

その一環として、政府が主導する研究開発事業について、これまでに実施された事業の評価を行うとともに、今後実施する事業の企画に参画しています。

⑤ 廃炉等積立金の管理業務(2017年10月追加)

事故炉の廃炉を行う原子力事業者(事事故業者)は、廃炉等の適正かつ着実な実施を確保するため、事故炉の廃炉に充てるために必要な資金として機構から毎年度通知される金額を機構に積み立てなければならないとされています。機構は、当該事業者が積み立てるべき資金の金額について、主務大臣の認可を受けて毎年度額を定めるほか、積み立てられた資金に利息を付すべく廃炉等積立金の運用を行い、廃炉等積立金を取り戻すにあたって必要な取戻し計画を当該事業者と共同で作成する等の業務を行います。また、必要に応じて、当該事業者の本社や現場等への立入検査を行います。

⑥ 廃炉等の適正かつ着実な実施の確保を図るための助言、指導及び勧告

機構は、法定業務である「廃炉等の適切かつ着実な実施の確保を図るための助言、指導及び勧告」及び「廃炉等を実施するために必要な技術に関する研究及び開発」の一環として、「東京電力(株)福島第一原子力発電所の廃炉のための技術戦略プラン」を策定します。今後の廃炉を安全かつ着実に実施するため、中長期的観点から専門的な検討を行い、特に、溶け落ちた核燃料の取出しや廃棄物の対策について、重点的に検討し戦略を策定します。この戦略については、実効性を高めていくために、現場の状況や研究開発の成果を踏まえて絶えず見直します。また、使用済み燃料の取出しや汚染水の対策についても、事故収束に向けた技術的な観点から、助言、指導、勧告を行います。

第5節 東電改革

1. 東京電力改革・1F問題委員会の設立、委員会における議論

東京電力は、「新・総合特別事業計画」に基づき、ホールディングカンパニー制に移行し、中部電力の火力部門との機能別再編での新会社JERA設立により世界最大の火力会社に向けた事業統合に着手したほか、2022年度までの10年間で5兆円のコスト削減にも取り組んできています。他方、賠償や除染、廃炉など事故に伴う費用は増大しているほか、電力の小売り全面自由化の中で需要は構造的に減少しています。東京電力の構造的な競争力確保は未だ途上にあり、これを放置すれば福島復興や事故収束への歩みが滞りかねません。

原発事故に伴う費用が増大する中、福島復興と事故収束への責任を果たすため、東京電力はいかなる経営改革をすべきか。原子力の社会的信頼を取り戻すため、事故を起こした東京電力はいかなる経営改革をすべきか。自由化の下で需要の構造的縮小が続く中、世界レベルの生産性水準を達成し、福島復興と国民への還元につなげるため、東京電力はいかなる経営改革をすべきか。これらの課題への回答について、福島県の方々が安心し、国民が納得し、昼夜問わず第一線を支え続ける「現場」が気概を持って働ける解を見つけなければなりません。東電改革の姿は電力産業の将来を示し、この改革とパッケージで整備する国の制度改革は、被災者救済と事故炉廃炉促進のための制度となります。東電改革は、福島復興、原子力事業、原子力政策の根幹的課題です。

そこで、経済産業省は、「東京電力改革・1F問題委員会」（東電委員会）を開催し、東電改革の具体化についての提言の取りまとめを有識者に依頼しました。これを受けて、2016年10月から計11回の委員会が開催され、東京電力の非連続の経営改革に向けた方向性、東京電力の企業改革における取組、JERAの取組等について議論がなされ、2016年12月20日には東電改革提言がとりまとめられました。この提言内容は、2017年5月に政府が認定した東京電力の経営計画である「新々・総合特別事業計画(第三次計画)」に反映されており、東京電力は現在、当該計画を基に改革を実行しています。

2. 「東電改革提言」

2016年12月20日にとりまとめられた東電改革提言の概要は以下のとおりとなります。

－「東電改革提言」の概要－

(1) 福島長期展望と電力市場の構造変化を見据えた持続可能な仕組みの構築

① 福島事業を長い目で展望した上での必要な資金規模

東京電力福島第一原子力発電所廃炉：現状、東京電力は、廃炉に要する資金として見込んだ2兆円を事故収束対応に充当しているが、有識者ヒアリングにより得られた見解の一例に基づけば、燃料デブリの取出し工程を実行する過程で、追加で最大6兆円程度の資金が必要。合計最大8兆円程度の資金を要する。東電は、収益力を上げ、年間平均3000億円程度の資金を準備。国は、事故炉廃炉事業を適正かつ着実に実施するための事故炉廃炉管理型積立金制度の創設等を行うとともに、送配電事業の合理化分を優先的に充当。

賠償：営業損害や風評被害が続く中で、約8兆円の支援枠が必要。東電は、収益力を上げ、賠償に要する資金として、年間平均2000億円程度の資金を準備。国は、国民全体で福島を支える、需要家間の公平性を確保するといった観点から、福島原発事故の前には確保されていなかった賠償の備え不足についてのみ、託送制度を活用して広く新電力の需要家も含めて負担を求める。

除染・中間貯蔵：事業に要する費用の上振れなどにより、約6兆円の支援枠が必要。これまで通り、原賠機構が保有する東電株式の売却益の拡大や国の予算で対応。

② 新たな局面に対応するための東京電力と国の役割分担、東電改革の必要性

国の事故対応制度と事故事業者の抜本的改革で対処するとの原則を確立し、対処。

国の事故対応制度は、以下の3点から構成。

(ア) 一時的支援と改革実現のモニタリング

(イ) 福島復興加速化や賠償等の必要な事業の実施

(ウ) 事故炉廃炉のための制度の整備

この事故対応制度の中で、事故事業者である東電が主たる対応を果たす原則は変わらず、総額約22兆円のうち、東電が捻出する資金は約16兆円と試算される。

東電は、賠償・廃炉については、その所要資金と

して年間5000億円規模の資金を確保し、除染に関しては、より長い時間軸の中で、企業価値向上による株式売却益4兆円相当を実現する。

消費者の視点で見て、今回の措置により、総じて、電力料金は値上げとはならないようにする。

東電改革を契機として、電力産業全体に広がり、さらに大きな消費者利益が実現。東電改革の実現が福島への安定と国民利益の拡大を同時に達成する鍵となる。

(2) 東電改革、2011年の緊急体制から本格的体制を築く

① 経済事業

JERAの事例に倣い、送配電事業・原子力事業についても、課題解決に向けた共同事業体を他の電力会社の信頼と協力を得て早期に設立し、再編・統合を目指す。各事業の性格に応じて時間軸を設定し、ステップ・バイ・ステップで進める。

経済事業の理念は、「世界市場で勝ち抜くことで、福島への責任を果たす」とする。

② 原子力事業

原発の再稼働は、確実に収益の拡大をもたらし、福島事業の安定にも貢献。

しかし、東電は原発事故を起こした事業者。過去の企業文化と決別し、安全性を絶えず問い続ける企業文化、責任感を確立することが必要。このため、他の電力会社の協力を躊躇なく要請し、海外の先進的事業者のチェックも受け入れ、安全性向上と効率化を実現。地元との対話を重ね、地元本位・安全最優先の事業運営体制を確立。

原発依存度低減の中で、安全防災を支える技術と人材を確保し、継続的な安全投資を行いつつ、海外市場や廃炉ビジネスへの展開を図るためには個社での努力では限界がある。こうした共通課題の解決に向けて、他の原子力事業者との共同事業体を設け、再編・統合を目指す。これにより、企業価値向上に貢献。

原子力事業の理念は、「地元本位、安全最優先」とする。

③ 福島事業

廃炉事業は、長期間、相当な規模の資金を投入して行う国家的事業。福島復興事業は、東電が国と共同で行うべき責任事業。

廃炉事業は、グローバルレベルのエンジニアリング能力を強化し、事業を貫徹。リスク・リソース・時間の3つの要素を最適化する事業体制を築き上げる。

福島事業の理念は、「福島事業が東電存続の原点、

国と協力しながら世界最先端の技術を集積、福島への責任を果たす」とする。

④ 経済事業と福島事業とのブリッジ

福島事業を支えるためには、まずは廃炉と賠償のため当面の資金を確保することが重要。主として送配電事業や原子力事業が担う。

原賠機構が株式売却益により除染費用相当分を回収するための企業価値向上は、腰を据えてより長い時間軸の中で対応。再編・統合が先行する燃料・火力事業、異業種連携に着手した小売事業が貢献。加えて、送配電事業や原子力事業も、将来的な企業価値向上に貢献。

共同事業体を設立する過程で、経済事業による福島事業への貢献ルールを開発。

(3) 実行体制を早期に確立、早期着手を

① 東京電力は、次世代への早期権限移譲を実現

原子力事業、経済事業は、過去と決別した新たな発想が必要。また、改革初期は相当なエネルギーを要し、改革が実現するまでには相当な時間を要する。このため、腰を据えてより長い時間軸の中で粘り強く取り組むことができる体制が必要であり、次代を担う世代を中心に権限移譲を実現し、過去の発想としがらみにとらわれず、大胆に実行できる体制を早急に構築し、改革を早期に着手することを求める。

東電は、JERAの先行例を参考に、再編・統合を目指した共同事業体の提案を受け付ける公正なプロセスを開始。このプロセスを通じて、東電が、他の電力会社から事業に対等に組みあがるパートナーであるとの信頼を勝ち得よう努力する。

これらの改革を進めるため、東電において、指名委員会等設置会社のガバナンスの下、取締役会と執行陣が密接に連携して改革初動を全うすることを期待。

② 国は、改革実行という視点で関与し、福島事業の安定と経済事業の早期自立を促す

東電改革の基本を実行できる東電の経営体制を国は求めるべき。国は、この視点に合致する限り、外部の人材が過半を占める指名委員会等設置会社の仕組みを最大限活用し、東電の意思決定を尊重。

国は、福島事業の安定と、経済事業の早期自立を求める。国は、2016年度末の経営評価も経て、2019年度に国の関与の基本的な考え方についてレビューを行い、判断。それまでに、改革の進捗を確認しながら、自立の可能性を見極める。

東電が、ベンチマークを達成目標として設定し、厳格に進捗管理を行い、その評価結果を責任とリンクさせることを要請。

③東電委員会の今後の対応

東電委員会は、本提言が、国が認定する東電の新・総合特別事業計画の改訂に反映され、東電の手で実行に移されるよう、国に要請。

また、2016年度末から半年は改革初動の時期であり、今後の改革の成否を左右する。福島事業、経済事業、原子力事業とも、次世代を中核とした新たな改革実行の体制が立ち上がり、他の電力会社などと真剣な協議も始まる極めて重要な時期。

そこで、東電委員会は、国から要請を受けて、新・総合特別事業計画の改訂内容と東電改革の実行体制が、この提言内容に沿ったものであるかどうかを確認。

3. 原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の改正

2016年12月に閣議決定された「原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針について」において、廃炉・汚染水対策については、東京電力グループ全体で総力を挙げて責任を果たしていくことが必要であり、国はそれに必要な制度整備等を行うこととされたこと等を踏まえ、事故炉廃炉の確実な実施を確保するため、事故炉の廃炉を行う原子力事業者(事故事業者)に対して、廃炉に必要な資金を機構に積み立てることを義務づける等の措置を講ずることを内容とする「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の一部を改正する法律案」が2017年2月に閣議決定されました。同法案は閣議決定日と同日に国会に提出され、2017年5月17日成立しました。

本改正法は2017年10月1日に施行され、これに伴い、機構に廃炉等積立金管理業務が追加されました。

4. 新々・総合特別事業計画(第三次計画)

(1)新々・総合特別事業計画(第三次計画)の経緯

政府は、東京電力による迅速かつ適切な賠償の実施を確保するため、2011年11月に機構及び東京電力により政府宛に申請された特別事業計画を初めて認定しました。その後、東京電力による迅速かつ適切な賠償の実施や経営合理化等を含む改革を着実に実施するため、2012年5月には、認定特別事業計画の変更の認定(「総合特別事業計画」の認定)を行いました。当該計画においては、その時点での要賠償額の見通

し2兆5,462億7,100万円から、原子力損害の賠償に関する法律第7条第1項に規定する賠償措置額として既に東京電力が受領している1,200億円を控除した金額2兆4,262億7,100万円を、損害賠償の履行に充てるための資金として交付することとしていました。

2013年12月に原子力災害対策本部決定・閣議決定された「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」において、国と東京電力の役割分担が明確化されたこと等、政府は、2014年1月、認定特別事業計画の変更の認定(「新・総合特別事業計画」の認定)を行いました。当該計画において、東京電力は、「責任と競争」の両立を基本に、東京電力グループ全体として賠償、廃炉、福島復興等の責務を全うしていくとともに、電力の安定供給を貫徹しつつ、電力システム改革を先取りした新たなエネルギーサービスの提供と企業価値向上に取り組むこと等とされ、これらの取り組みについて、機構は、2016年度末に「責任と競争に関する経営評価」を行うこととしていました。当該計画では、機構は東京電力に対し、「新・総合特別事業計画」申請時点(2013年12月27日)の要賠償額の見通しから前述の1,200億円を控除した金額4兆4,788億4,400万円を、損害賠償の履行に充てるための資金として交付することとしていました。その後、新たな賠償基準の策定等により、要賠償額が増額する見通しとなったため、政府は2014年8月8日、2015年4月15日、2015年7月28日、2016年3月31日、2017年1月31日に新・総合特別事業計画の一部変更の認定を行いました。

2016年12月末の東電改革提言のとりまとめ等を受け、政府は2017年5月、さらなる認定特別事業計画の変更の認定(「新々・総合特別事業計画(第三次計画)」の認定)を行いました。本計画において、東京電力は、福島第一原子力発電所事故対応に係る必要資金を捻出するため、賠償と復興に引き続き全力を尽くし、廃炉を貫徹していくと同時に、グローバルなベンチマークを踏まえた生産性改革、「地元本位・安全最優先」を前提とした柏崎刈羽原子力発電所の再稼働、送配電や原子力発電の分野における共同事業体の設立を通じた再編・統合を始めとした各事業分野における再編・統合等に取り組むこととしています。また、本計画では、除染等費用の一部について一定の予見可能性が生じてきたことを踏まえて行われた同年7月の一部変更の認定を経て、要賠償額から1,889億2,666万円を控除した9兆5,157億7,733万円のうち、すでに機構が交付した約7兆5,020億円(2017年7月時点)を控除した金額を都度交付す

る予定となっています。

(2) 新々・総合特別事業計画(第三次計画)のポイント

① 新々・総合特別事業計画(第三次計画)の全体像

東電は、賠償と復興に引き続き全力を尽くす。未踏領域に入る廃炉については、長期的な事業実施を着実に進めるよう、「先々を見据えたりスク低減」という基本思想の下で経済事業の状況に左右されない安定的な財源拠出や事業推進体制の確立を行う。

また、一層の収益改善努力やこれまでの事業の枠組みにとらわれない非連続の経営改革によって、公的資本・公的資金を早期に回収することを念頭に置くべき段階にある。このため、グローバルなベンチマークを視野におきながら生産性倍増にさらに取り組むとともに、中長期的には、共同事業体の設立を通じた再編・統合を目指し、さらなる収益力の改善と企業価値の向上を図るものとする。

機構は、福島事業に対しては、体制強化を図る一方で、その他の事業では、早期自立を促すため、体制の合理化を図るといったモニタリングの重点化を行うこととする。このモニタリングの結果に基づき、機構は、国と連携して、2019年度末を目途に同年度以降の関与の在り方を検討する。

② 福島事業

賠償については、引き続き、「最後の一人まで賠償貫徹」、「迅速かつきめ細かな賠償の徹底」及び「和解仲介案の尊重」という新・総合特別事業計画で掲げた「3つの誓い」に基づき、迅速かつ適切な賠償を実施していく。特に、農林業賠償については、「原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針(2016年12月20日閣議決定)」(以下、「2016年福島復興指針」という。)等を踏まえ、損害がある限り賠償するという方針の下、適切に対応していき、国による営農再開支援や風評払拭に向けた取組に対して最大限協力していく。公共賠償についても、適切な対応の在り方についての検討を加速する。

復興については、東電が国と共同で行うべき責任事業であるとの自覚の下、国等の取組に最大限協力し、復興のステージに応じた貢献を続けていく。

避難指示解除に伴い住民帰還が進展していく中で、福島相双復興官民合同チームへの貢献等を通じて、事業・生業や生活の再建・自立に向けた取組を拡充していき、帰還困難区域についても、除染を含む特定復興再生拠点の整備に係る取組について、最大限の人的協力を行う。

また、東電としても、浜通り地域に福島復興本社の社員をより多く配属し、これまで行ってきた清掃・除草・線量測定等の従来の取組の一層の拡充を図るとともに、復興推進の取組を一層充実させていく。加えて、浜通り地域の将来像の具体化に向けて、各拠点間の連携等により福島イノベーション・コースト構想のさらなる充実を図るとともに、産業基盤の整備や雇用機会の創出に向けて、廃炉等に関連した事業者誘致や地元調達等の真に地元裨益する取組を推進する。

また、適正かつ着実な廃炉の実施は福島事業の大前提である。東電HDは、国民にとっての廃炉は「事故を起こした者がその責任を果たすため主体的に行うべき収束に向けた活動の一環」であることを深く認識し、自らの責任を果たし、廃炉を貫徹していく必要がある。東電HDは、引き続き汚染水対策と使用済燃料取り出し等に万全を期すとともに、燃料デブリ取り出しなど中長期的廃炉の取組を本格化させていく。

東電HDは、確かな技術基盤の重要性を踏まえつつ、「東京電力(株)福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ(2015年6月12日廃炉・汚染水対策関係閣僚等会議決定)」(以下、「中長期ロードマップ」という。)で示された「リスク低減重視」の姿勢の下、優先順位を付けて、安全に作業を進めていくとともに、「東京電力ホールディングス(株)福島第一原子力発電所の廃炉のための技術戦略プラン」(以下、「技術戦略プラン」という。)など機構による技術的検討を踏まえ、各リスク源に対する適切な低減策を講じていく。

これに加えて、東電HDは、今後、複雑かつ重層的な大規模プロジェクトを数十年にわたって安全かつ着実に遂行していく観点から、プロジェクトを常に見直していく組織運営力とともに、廃炉に係る幅広い技術力、地域・社会と向き合うコミュニケーション能力、安全意識を現場第一線まで徹底する現場ガバナンス等を包括的に具備するべく、「プロジェクト管理機能」を一層強化していく。また、日本原子力発電株式会社(以下、「原電」という。)との協力事業や産官学が一体となった研究開発、海外の知見の活用等により、「日本の総力を結集した廃炉推進体制」を確立していく。

さらに、廃炉等積立金制度が創設された際には、廃炉に係る資金を十分かつ確実に積み立て、機構による管理・監督の下で廃炉を実施していく。

③経済事業

東電委員会で示された福島第一原子力発電所事故関連の必要資金規模(約16兆円)に対応するため、廃炉等積立金の積み増し分(毎年2,000億円程度を積み増していく想定)を含む年平均約3,000億円を廃炉のために捻出するなど、賠償・廃炉に関して年間約5,000億円を確保する。加えて、除染費用相当の機構出資に伴う利益の実現に向け、より長い時間軸で、さらに年間4,500億円規模の利益創出も不可能ではない企業体力を確保する。

このため、賠償・廃炉に関して、年間5,000億円を確保するため、グローバルなベンチマークを踏まえた生産性改革により、10年以内に2,000億円超/年の収益改善を実現する。この5,000億円については、東電HDのみならず、最適な役割分担の下で、グループの総力を挙げて経営合理化等を進める中で確保する。

具体的には、送配電事業(東京電力パワーグリッド)において、合理化などにより年平均約1,200億円程度を捻出し、この資金を優先的かつ確実に廃炉に充てることとしている。また、柏崎刈羽原子力発電所については、「地元本位・安全最優先」という理念に沿って対応する。福島原子力事故を深く反省し、安全性を絶えず問い続ける企業文化、責任感を確立するとともに、地元との対話を重ね、立地地域を始めとする社会の信頼を得られる事業運営体制を構築する。これらの取組を通じ、再稼働を実現する。これにより、事業を継続的に実施でき、かつ、より安定的・持続的に賠償・廃炉に必要な資金を確保でき

る水準の収益力を目指す。

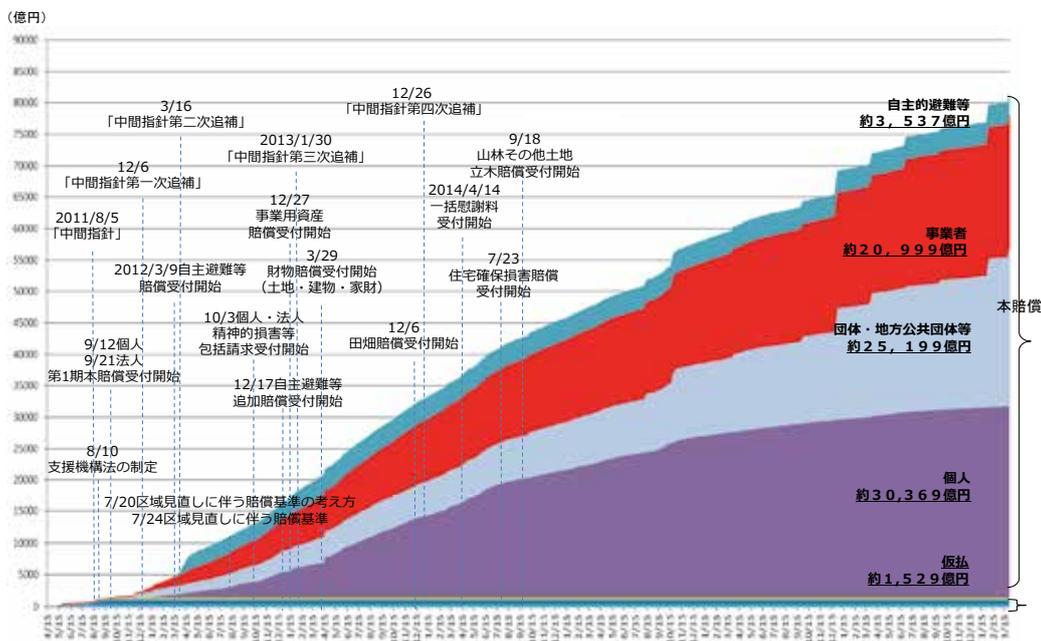
更に、年間4,500億円規模の利益水準に到達するため、今後10年以内に、送配電や原子力発電の分野における共同事業体の設立を通じた再編・統合を始め、各事業分野における再編・統合の歩みを進めつつ、少なくともJERAや子会社・関連会社の持分利益の増加(連結経常利益で3,000億円超/年)を実現し、10年後以降にはこの利益水準を達成することを目指す。

具体的には、燃料・火力事業(東京電力フュエル&パワー)については、2019年度上期に、中部電力との合弁会社であるJERAへの燃料・火力事業の完全統合を目指す。送配電事業については、他電力との対話を進め、2020年代初頭には共同事業体を設立し、新たな枠組みの形成を図る。原子力事業については、国のエネルギー政策を踏まえ、立地地域の理解を得つつ、協力を得られるパートナーを募り、2020年度頃を目途に協力の基本的枠組みを整えていく。

5. 賠償の実績

東京電力は、中間指針等を踏まえて、政府による避難等の指示等によって避難を余儀なくされたことによる精神的損害に対する賠償、財物価値の毀損に対する賠償、営業損害に対する賠償等を実施してきました。2018年3月30日現在で、総額約8兆1,632億円の支払いが行われています。今後とも、被害を受けた方々の個別の状況を踏まえて適切かつ迅速な賠償を行っていくよう、国としても東京電力を指導していきます。

【第125-5-1】東京電力による原子力損害賠償の仮払い・本賠償の支払額の推移(2018年3月30日時点)



出典：東京電力ホールディングス資料より経済産業省作成